

受診時コロナ患者対応点数チャート(外来)

「外来対応医療機関」について

- 5月7日以前に「診療・検査医療機関」に登録済みの医療機関→自動的に外来対応医療機関へ移行
- 5月7日以前に「診療・検査医療機関」に登録しておらず新たに登録する医療機関
→「大阪府行政オンラインシステム」より手続き可能

新型コロナの検査費用・治療行為は「一部の治療薬」※1に対する費用を除き公費対象外

初・再診料

初診料 288点

再診料 73点

「外来対応医療機関」のみ

保険診療としての届出標榜時間外に発熱患者等の診療を実施する場合は、それぞれの要件を満たせば「初・再診料・外来診療料の時間外・休日・深夜加算、時間外加算特例加算、夜間・早朝等加算」が算定可（外来対応医療機関として標榜時間を変更した場合は従前の標榜時間を基準に時間外加算等の算定可否を判断）

院内トリアージ実施料

※初診・再診どちらも算定可、疑い・確定患者共通

受け入れを限定しない「外来対応医療機関」
院内トリアージ実施料（特例）300点
コード：113045350

要件

受け入れ患者を限定しない「外来対応医療機関」で、その旨を公表していること（A型）

新型コロナ疑い患者（感染患者も含む）に対して必要な感染対策を講じて外来診療をした場合

上記以外
特定疾患療養管理料(100床未満病院)(特例)147点
コード：113045450

要件

上記以外で、新型コロナ疑い患者（感染患者も含む）に対して必要な感染対策を講じて外来診療をした場合

- ・ 8月末までに「受け入れ患者を限定しない形」に移行する「外来対応医療機関」は、5月8日以降で実際に移行するまでの間も300点を算定可能（院内掲示で示した日付以降）
- ・ 初・再診料を包括する（認知症）地域包括診療料、小児かかりつけ診療料等を算定している患者も算定可

以下、該当する診療行為を行った際算定可能

新型コロナ感染患者への療養指導

※初診・再診どちらも算定可、確定患者のみ

特定疾患療養管理料
(100床未満病院・療養指導)（特例）
147点
コード：113045550

要件

入院外の新型コロナ感染患者に対し、新型コロナに関する外来診療（対面）で、家庭内の感染防止策や重症化した場合の対応等の療養指導を実施した場合、算定可

算定は、発症日（無症状病原体保有者の場合は検体採取日）から7日以内に限る

- ・ カルテに指導内容の要点記載が必要
- ・ 院内トリアージ実施料との併算定可
- ・ 電話診療、オンライン診療では算定不可
- ・ 「外来対応医療機関」でなくても算定可

入院調整を実施した場合 ※初診・再診どちらも算定可、確定患者のみ

「救急医療管理加算I」（入院調整）（特例）
950点
コード：113045850

要件

新型コロナ感染患者について、入院調整を行った上で、入院先の医療機関に対し診療情報を示す文書を添えて患者の紹介を行い、診療情報提供料（I）を算定する場合、算定可

乳幼児加算（6歳未満のみ）
400点
コード：180070570

小児加算（6歳以上15歳未満のみ）
200点
コード：180070670

- ・ 小児科外来診療料等の診療情報提供料に係る費用が当該管理料等に含まれる場合においても、要件を満たす対応を実施した場合は算定可

新型コロナ治療薬（※1）の費用は、公費支援を一定期間（※2）継続

治療薬公費 公費負担者番号（大阪の実施医療機関の場合）「28270809」/受給者番号「9999996」

- ※1 経口薬（ラゲブリオ・パキロビット・ゾコーバ）、点滴薬（ベクルリー）、中和抗体薬（ゼビュディ、ロナプリーブ・エバシエルド）
- ※2 当面9月末までの措置。その後の措置の取扱いについては別途対応が検討される